

# 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(素案)」に関する 全日本教職員組合の意見

2018年11月14日

全日本教職員組合

中央執行委員長 中村尚史

## 1. 文化部活動の現状と問題

(1) 文化部活動は、子どもたちの文化芸術活動の要求に根差したもので、適切に実施されるなら、人間的成長・発達にとって有意義なものとなりうる。

- 文化部活動は、子どもたちの興味・関心・個性にもとづいた自主的活動として、適切に実施されるならば、文化芸術に関する知識・技能を身につけ、心身の健全な発達、民主的な人格や自治の力などを育む場となりうる。
- 学年や学級の枠をこえた仲間とのふれあいや、自主的な活動を通じて貴重な体験を重ね、大きく成長する場や、教職員が一人ひとりの生徒理解をすすめ、生徒との人間的なふれあいの場としても貴重な場となりうるものである。
- 多くの子どもたちが部活動への期待をもって進学し、学校生活での「居場所」のひとつとなっている。また、生涯にわたる文化芸術活動の契機となることも多い。

(2) 一方、現状では以下に示す重大な問題点を持っている。

① 長時間の活動や過度に成績を重視した活動により、生徒のバランスのとれた生活や成長を保障できない場合があること。

- コンクール・大会・発表会等での成績を過度に重視した活動が行われることで、極端な優越感や劣等感をつのらせ、連帯感や友情が育ちにくくなっている場合がみられる。また、指導者による体罰や人権を無視した管理的指導や「いじめ」、セクハラ問題等を起こす要因になっている場合もある。
- 週休日や長期休業期間での活動時間は運動部活動と比して長い部活動も見られる。長時間の過度な練習により、活動を継続できなくなったり、活動の楽しさ等を見失ってしまうケースも見られる。

また、学業との両立の不安等を懸念する生徒も多く、家族との団らんの機会が減る、他の多様な文化・スポーツ活動に参加する時間がないなど、学習と生活にしわ寄せをもたらし、全面的な発達を阻害している場合も見られる。

② 部活動指導が教職員の長時間過密労働の大きな要因の一つとなっていること。

- 大会・コンクール・発表会等への引率や役員業務、部活動指導計画の立案、会計処理等と部活動顧問の業務は多岐にわたり、大きな負担となっている。少人数の部活でも、その業務は同様である。
- ほとんどの中学校・高校で全員顧問制を実施しているなど、専門的指導ができなくても顧問を担当することが求められる。とりわけ指導者(顧問)が専門知識や指導技術を持っていない場合や、吹奏楽部等で楽器ごとに専門性が求められ、指導者は多くの研修が必要となる場合など、教職員の大きな負担となっている。

③ 保護者の経済的負担が大きいこと。

- 多くの場合、大会・コンクール・発表会等や練習で使用する用具・衣装代、交通費等は自己

負担とされており、保護者に多額の負担が強いられている。

- 学校予算での部活動運営費のみでは運営ができないため、別途部活動費等が徴収されている。高額な楽器等の用具を自費購入せざるをえない等の場合もあり、経済的な理由で希望していた部活動への入部をあきらめる生徒は少なくない。

#### ④ 小学校部活動によって過度な活動が低年齢化し、問題がいつそう深刻化すること。

- 小学校学習指導要領に「部活動」は位置付けられていないが、自治体によっては教育課程内に「部活動」を位置付け活動している。小学校段階での発達段階を考慮しない過度な活動が、中学校・高校以上に、心身の発達に深刻な影響を与えている場合が見られる。
- 中学校・高校と比べ、児童による自主的な部活動運営は困難であり、よりいつそう教職員の負担は大きい。

## 2. 問題の背景と原因

### (1) 教職員にその責任の多くが担なわされていること。

- 2017 年中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされ、行政による条件整備も不十分なまま、その運営の多くが教職員に担わされている。「教育課程との関連」は、本来、自主的な活動である部活動を統制しかねない。高校においても同様である。
- 部活動の指導は、教職員の自発的活動に依拠した教育活動として、教職員の自主性は尊重されるべきである。一方で、子どもたちの心身の発達等を考慮した職場における集団的民主的議論を経ずにそれぞれの顧問まかせにされてきたことが、現在表出している部活動の問題の根底にある。

### (2) 部活動の実績が学校の評価や、教職員の評価となっていること。

- 高校入試の多様化・多元化や「特色化」づくりのもと、私立・公立高ともに部活動の実績が入試選抜の重要な基準等にされている。そうしたなかで「部活動さえやっていたらいい」などと考える生徒・保護者も多い。
- 部活動実績が学校の評価となっていることにつながっている。また、多くの自治体で教職員評価の基準項目に、部活動指導があげられている。部活動実績が教職員の評価につながっていることは問題の要因となっている。

### (3) 文化芸術活動の要求に応える社会教育の施設・指導体制が極めて不十分であること

- 地域における子どもたちの芸術文化活動の要求に応える取り組みは、多く場合民間に依拠しており、保護者の経済的負担や送迎などに関わる負担は極めて大きい。
- すべての子どもたちを対象にし、発達段階や身体状態等を踏まえた指導を行う条件が整備されていないことは、学校における部活動の問題の要因のひとつとなっている。

## 3. 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(素案)」について

- (1) 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(素案)」(以下「素案」)が、文化部活動の実態や私たちの要求を反映し、「適切な休養日等の設定」として「週当たり2日以上休養

日」「平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日」としたことや、1日の活動時間の基準を示し、「定期試験前後の一定期間等（中略）の部活動の休養日」を例示したことは、子どもたちへの過度な負担や教職員の長時間労働を解消する上で一定の指標を示すものと言える。今後、各学校の教職員での民主的集团的議論を経て実態に応じた具体化が求められる。

(2)「素案」は、改訂学習指導要領が「教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であると指摘している」とするとともに、「自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通じて、音楽的な見方・考え方や造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かにかかわる資質・能力を育成する」とし、文化部活動に改訂学習指導要領の示す内容を押しつけている。いうまでもなく、部活動は、子どもたちの自主的・自発的な活動として行われるものであり、その活動内容にまで学習指導要領を押しつけてはならない。部活動は、子どもたちの自主性・自発性を前提とした教育課程外の文化・スポーツ活動であることを明確にするとともに、その活動は、学習指導要領に拘束されることなく、各学校で自主的に計画・実施されるべきである。

(3)「素案」は、文化部活動を「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、優れた地域文化や伝統の継承と新しい文化の創造を担う人材育成の契機ともなる」として、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にはない観点を位置付けている。2006年教育基本法改訂により、「教育の目標」に「我が国と郷土を愛する」という言葉が入ったが、「国を愛する」ことを、強制力を持つ法律で決め、しかもそれを「教育の目標」として子どもと教育、国民に押しつけること自体、内心の自由を定めた憲法第19条に明確に違反するものである。文化部活動に「郷土を愛」する等の観点を持ち込むべきではない。

(4)「素案」は、「我が国が『文化芸術立国』を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有する」としている。これは、文化部活動を国がもつめる「人材」育成のためのものに変質させる危険性をもつものであり、削除すべきである。

(5)「素案」は、「文化部活動の方針の策定等」として、顧問に、年間の活動計画及び毎月の活動計画及び活動実績を策定し校長に提出することを求めているが、教職員のさらなる負担増や、自主的な活動の抑制につながる危険性がある。顧問まかせにせず、生徒の声を聞き、職場での民主的集团的議論によって学校全体の体制づくりを行うことが必要である。

(6)「素案」は、「地域との連携等」として、「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境整備をすすめる」としている。しかし、文化部が地域の行事や催し等への出演が求められ、生徒や顧問に過度な負担となる例も見受けられる。地域の文化芸術活動や自治体のとりくみは、学校の部活動と連携をとりつつも、それぞれの活

動の位置づけを区別し、生徒や顧問に過度な負担とならないようにする必要がある。

(7)「素案」は、「学校職員以外の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し」をおこなうとしている。「外部人材」には、部活動指導員を含む、多様な地域の文化芸術活動の専門的知識・技能等をもつ人が想定されるが、生徒の発達や教育の観点から、部活動の意義、学校教育における位置づけ等をふまえた指導が求められる。部活動指導員の任用から、さらに安易に「外部人材」の活用を広げることには慎重であるべきである。

以上